



金 沢 市 公 報

第 2 8 6 2 号 の 2

平成28年(2016年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等の返還手数料の徴収事務の委託について (歩ける環境推進課)	1
○地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (総 務 課)	2
○普通徴収に係る個人の市民税等の収納事務の委託について (税 務 課)	2
○地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (文化施設課)	3
○金沢歌劇座等の使用料等の徴収事務の委託について (")	4
○金沢21世紀美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について (")	4
○金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務の委託について (")	5
○金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について (")	5
○前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務の委託について (")	6
○地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (歴史都市推進課)	6
○金沢湯涌江戸村の入園料等の徴収事務の委託について (")	7
○金沢市総合体育館等の使用料の徴収事務の委託について (スポーツ振興課)	7
○長町観光駐車場等の使用料の徴収事務の委託について (観光政策課)	7
○石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務の委託について (農業振興課)	8
○戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務の委託について (市 民 課)	8
○住民票の写し等の交付手数料の徴収事務の委託について (")	9

○金沢市老人福祉センターの特別室等の使用料の徴収事務の委託について (長寿福祉課)	9
○卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務の委託について (")	9
○金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務の委託について (障害福祉課)	10
○普通徴収に係る保険料の収納事務の委託について (医療保険課)	10
○狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について (地域保健課)	11
○粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について (リサイクル推進課)	11
○旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務の委託について (緑と花の課)	13
○金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務の委託について (市街地再生課)	13
○金沢市内川第1建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務の委託について (道路建設課)	13
○金沢市中央公民館長町館の松声庵の使用料の徴収事務の委託について (生涯学習課)	14
○こども金沢市史の売払代金の徴収事務の委託について (")	14
● 公 営 企 業 告 示	
○水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務の委託について (お客さまサービス課)	14
○ガス警報器及び不完全燃焼警報センサの販売代金等の徴収事務の委託について (営業開発課)	15
● 病 院 事 業 告 示	
○地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (市立病院事務局)	16
○金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務の委託について (")	16

告 示

●金沢市告示第113号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により自転車等の返還手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢まちづくり財団 理事長 丸口 邦雄	金沢市此花町3番2号

2 委託した事務

自転車等の返還手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地

名 称	本店の所在地
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号

2 指定代理納付者の指定年月日

平成28年4月1日

3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入

文化の人づくり応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により普通徴収に係る個人の市民税及び普通徴収に係る個人の県民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 古城 幸雄	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都中央区日本橋1丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹内 修一	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 馬場 英一	東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セコマ 代表取締役 丸谷 智保	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社セーブオン 代表取締役社長 平田 実	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山 勇	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社 代表取締役社長 宮下 直行	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 委託した事務

普通徴収に係る個人の市民税及び普通徴収に係る個人の県民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の
収納事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」とい
う。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地

株式会社北国クレジットサービス

金沢市片町2丁目2番15号

2 指定代理納付者の指定年月日

平成28年4月1日

3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入

- (1) 金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）第5条に規定する入場料
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）第5条に規定する入場料
- (3) 金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）第6条に規定する入場料
- (4) 金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第5条に規定する入場料
- (5) 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）第7条第1項に規定する観覧料
- (6) 泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）第5条に規定する観覧料
- (7) 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）第5条に規定する観覧料
- (8) 金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）第5条に規定する観覧料
- (9) 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）第3条第
2項に規定する共通観覧料
- (10) 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）第5条第1項に規定する観覧料
- (11) 室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第5条に規定する観覧料

- (12) 金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）第6条第1項に規定する観覧料
 (13) 徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第6条に規定する観覧料
 (14) 金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第6条に規定する観覧料
 (15) 金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）第6条第1項に規定する観覧料
 (16) 鈴木大拙館条例（平成23年条例第1号）第7条に規定する入館料
 (17) 石川県・金沢市文化施設共通鑑賞パスポート
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢歌劇座等の使用料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢芸術創造財団 理事長 宮本 伸一	金沢市柿木畠1番1号

- 2 委託した事務

- (1) 金沢歌劇座の使用料の徴収事務
 (2) 金沢市文化ホールの使用料の徴収事務
 (3) 金沢市アートホールの使用料の徴収事務
 (4) 金沢卯辰山工芸工房の入場料及び使用料の徴収事務
 (5) 金沢市民芸術村の使用料の徴収事務
 (6) 金沢市牧山ガラス工房の使用料の徴収事務
 (7) 金沢市おしがはら工房の使用料の徴収事務
 (8) 金沢湯涌創作の森の使用料の徴収事務
 (9) 金沢21世紀美術館の観覧料及び使用料の徴収事務
 (10) 金沢能楽美術館の観覧料及び使用料の徴収事務

- 3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢21世紀美術館等の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢芸術創造財団 理事長 宮本 伸一	金沢市柿木畠1番1号

- 2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 金沢21世紀美術館
 (2) 金沢能楽美術館

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市立中村記念美術館等の入場料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市立中村記念美術館の入場料及び使用料の徴収事務
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館の入場料の徴収事務
- (3) 金沢ふるさと偉人館の入場料の徴収事務
- (4) 泉鏡花記念館の観覧料の徴収事務
- (5) 金沢湯涌夢二館の観覧料の徴収事務
- (6) 金沢蓄音器館の観覧料の徴収事務
- (7) 前田土佐守家資料館の観覧料の徴収事務
- (8) 室生犀星記念館の観覧料の徴収事務
- (9) 徳田秋聲記念館の観覧料の徴収事務
- (10) 金沢市老舗記念館の観覧料の徴収事務
- (11) 金沢文芸館の観覧料及び使用料の徴収事務
- (12) 鈴木大拙館の入館料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢芸術創造財団 理事長 宮本 伸一	金沢市柿木畠1番1号
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 金沢市立中村記念美術館
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館
- (3) 金沢卯辰山工芸工房

- (4) 金沢ふるさと偉人館
- (5) 泉鏡花記念館
- (6) 金沢湯涌夢二館
- (7) 金沢蓄音器館
- (8) 前田土佐守家資料館
- (9) 室生犀星記念館
- (10) 徳田秋聲記念館
- (11) 金沢市老舗記念館
- (12) 金沢文芸館
- (13) 金沢能楽美術館
- (14) 金沢湯涌江戸村
- (15) 鈴木大拙館

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により前田土佐守家資料館及び金沢市老舗記念館の共通観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務

- (1) 前田土佐守家資料館
- (2) 金沢市老舗記念館

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地

株式会社北国クレジットサービス
金沢市片町2丁目2番15号

2 指定代理納付者の指定年月日

平成28年4月1日

3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入

金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）第6条第1項に規定する入園料

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢湯涌江戸村の入園料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢湯涌江戸村の入園料及び使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市総合体育館等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢市スポーツ事業団 理事長 糸屋 吉廣	金沢市泉野出町3丁目8番1号

2 委託した事務

- (1) 金沢市総合体育館、金沢市営陸上競技場、金沢市営球技場、金沢市安原スポーツ広場、金沢市営西部市民体育会館、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営中央市民体育館、金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート、金沢市営城東テニスコート、金沢市営総合プール、金沢市営専光寺ソフトボール場、金沢市営医王山スキー場及び金沢市西部市民憩いの家の使用料の徴収事務
- (2) 金沢市額谷ふれあい体育館の使用料の徴収事務
- (3) 金沢市内川スポーツ広場及び金沢市戸室スポーツ広場の使用料の徴収事務
- (4) 金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、スポーツ交流広場、ジュニアスポーツコート及び金沢市鳴和台市民体育会館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により長町観光駐車場等の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益社団法人金沢市シルバー人材センター 理事長 川原 利治	金沢市長町3丁目3番3号

2 委託した事務

長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場、東山観光駐車場、東山観光バス駐車場、東山河畔観光駐車場、にし茶屋観光駐車場及び東山北観光駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
一般社団法人石川県金沢食肉公社 理事長職務代理者 副理事長 井並 二六三郎	金沢市才田町戊337番地

2 委託した事務

石川県金沢食肉流通センターの使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第127号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した郵便局の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢木越郵便局 局長 中野 悦充	金沢市木越1丁目151番地
森本二日市郵便局 局長 池田 修一	金沢市二日市町ヌ137番地13
三谷郵便局 局長 石山 諭	金沢市宮野町リ2番地3
二俣郵便局 局長 杉村 伸	金沢市二俣町い12番地3

2 委託した事務

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書の交付手数料の徴収事務
- (2) 納税証明書の交付手数料の徴収事務
- (3) 住民票の写しの交付手数料の徴収事務
- (4) 戸籍の附票の写しの交付手数料の徴収事務
- (5) 印鑑登録証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第128号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により住民票の写し等の交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
内川校下町会連合会 会長 小山 秀昭	金沢市三小牛町20の1番地10
湯涌校下町会連合会 会長 山本 正直	金沢市芝原町イ59番地

2 委託した事務

- (1) 住民票の写しの交付手数料の徴収事務
- (2) 印鑑登録証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市老人福祉センターの特別室及び農園の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢市福祉サービス公社 理事長 不破 哲	金沢市芳斉2丁目3番28号

2 委託した事務

金沢市老人福祉センターの特別室及び農園の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢市福祉サービス公社 理事長 不破 哲	金沢市芳斉2丁目3番28号

2 委託した事務

卯辰山公園健康交流センター千寿閣の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社エイム 代表取締役社長 山崎 充浩	金沢市戸水2丁目140番地

2 委託した事務

金沢市障害者高齢者体育館の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第132号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定により普通徴収に係る保険料の収納事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 古城 幸雄	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
国分グローブチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都中央区日本橋1丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹内 修一	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 馬場 英一	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セコマ 代表取締役 丸谷 智保	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社セーブオン 代表取締役社長 平田 実	群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山 勇	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社 代表取締役社長 宮下 直行	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 委託した事務

普通徴収に係る保険料の収納事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益社団法人石川県獣医師会 会長 八木 幸隆	金沢市才田町戌部324番地3

2 委託した事務

(1) 犬の登録手数料の徴収事務

(2) 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹内 修一	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山 勇	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

株式会社ローソン 運営本部 北陸・三岐運営部 運営統括 楠本 一雄	愛知県名古屋市中区金山1丁目14番18号
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業 統括本部長 島田 克哉	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ニュー三久 代表取締役社長 松山 勝宏	金沢市城南2丁目36番1号
株式会社マルエー 代表取締役社長 山本 一郎	白山市鶴来本町2丁目ワ26番地
株式会社三崎ストア 代表取締役 三崎 哲也	金沢市弥勒町口71番地
株式会社ジャコム石川 代表取締役 音花 浩一	金沢市佐奇森町イ7番地1
株式会社ナルックス 代表取締役 中西 茂宏	金沢市鳴和1丁目1番10号
ユニー株式会社アピタ金沢店 店長 畠中 隆	金沢市中村町10番20号
イオンリテール株式会社イオン金沢店 店長 後山 浩慈	金沢市福久2丁目58番地
イオンリテール株式会社イオン杜の里店 店長 鶴井 陸太郎	金沢市もりの里1丁目70番地
アル・プラザ金沢 支配人 北川 嘉嗣	金沢市諸江町30番1号
金沢大学生協同組合 理事長 米山 猛	金沢市角間町
株式会社太陽アソシエイツ 代表取締役 泉 洋成	金沢市太陽が丘2丁目252番地
金沢中央農業協同組合 代表理事組合長 朝倉 忍	金沢市入江1丁目1番地
アルビス株式会社 代表取締役 大森 実	富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地
生活協同組合コープいしかわ 代表理事専務 大谷 学	白山市行町西1番地
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
日本郵便株式会社 代表取締役社長 高橋 亨	東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
ユニー株式会社ピアゴ金沢ベイ店 店長 松村 邦央	金沢市無量寺4丁目56番地
有限会社近本酒店 代表取締役 近本 嘉一	金沢市芳齊1丁目6番27号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一	東京都千代田区二番町8番地8
山成商事株式会社 代表取締役 山口 成俊	七尾市作事町80番地
金沢市職員互助会 理事長 丸口 邦雄	金沢市広坂1丁目1番1号

アルプラフーズマーケット大河端店 店長 北川 貴章	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業地8街区1番
------------------------------	---------------------------

- 2 委託した事務
粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

- 2 委託した事務
旧高峰家・旧検事正官舎の使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
北陸名鉄開発株式会社 取締役社長 花田 昌彦	金沢市彦三町2丁目5番27号

- 2 委託した事務
金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市内川第1建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢建設業協同組合 理事長 鶴山 庄市	金沢市弥生2丁目1番23号

2 委託した事務

金沢市内川第1建設発生土処理施設の建設発生土処理手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第138号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市中央公民館長町館の松声庵の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢市中央公民館長町館の松声庵の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によりこども金沢市史の売払代金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
金沢市図書納入協会 会長 森井 清城	金沢市片町2丁目7番6号

2 委託した事務

こども金沢市史の売払代金の徴収事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
地銀ネットワークサービス株式会社 代表取締役社長 古城 幸雄	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
国分グローブチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都中央区日本橋1丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹内 修一	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 馬場 英一	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セコマ 代表取締役 丸谷 智保	北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
株式会社セーブオン 代表取締役社長 平田 実	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井阪 隆一	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山 勇	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社 代表取締役社長 宮下 直行	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一	東京都品川区大崎1丁目11番2号
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店 支店長 古川 達郎	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16番19号9F

2 委託した事務

水道料金、ガス料金、ガス警報器リース料及び下水道使用料の収納事務

3 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市公営企業告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定によりガス警報器及び不完全燃焼警報センサの販売代金等の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
アズビル金門株式会社北陸営業所 所長 下野 敏行	金沢市上堤町3番21号

- 2 委託した事務
ガス警報器及び不完全燃焼警報センサの販売代金等の徴収事務
- 3 委託した期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

- 1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地
株式会社北国クレジットサービス
金沢市片町2丁目2番15号
- 2 指定代理納付者の指定年月日
平成28年3月15日
- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入
金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第13条第2項に規定する使用料
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

●金沢市病院事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第22条第3項の規定により告示します。

平成28年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益社団法人金沢市シルバー人材センター 理事長 川原 利治	金沢市長町3丁目3番3号

- 2 委託した事務
金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

平成28年(2016年)4月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)4月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地		